

# 防火川柳応募要領

応募の締切り日 令和4年8月31日(水)

飯田地区幼少年婦人防火委員会と飯田広域消防本部では、下記のとおり防火に関する川柳を募集します。

## 1. 応募できる方

- 飯田下伊那地域の小学校に在籍する児童

## 2. 応募の要件

- 防火川柳のお題（テーマ）は、**火遊び、住宅用火災警報器、住宅防火（コンロ・ストーブ、電気など）、たき火の4つの区分で募集します。**

※ 先生・保護者・指導者の方から火災予防の啓発を兼ねお子さんに次のテーマ別の説明をお願いします。

- ・**火遊び** 好奇心が旺盛な子供たちは、マッチやライターなど普段使用が禁じられている物を目の当たりにした時に、大人の目の届かないところで火をつけるなどして火災に発展し大きな危険にさらされます。財産や子供たちの命を守るため、火遊びをしない誓いを川柳で詠ってください。安全な花火の実施についても含みます。
- ・**住宅用火災警報器** 住宅の寝室に警報器の設置が義務になってから既に15年以上が過ぎていますが依然設置率は低い状況にあります。当消防本部でも火災による犠牲者を減らすため、同警報器の設置促進に力を注いでいます。火災の早期で発生する煙を感知し警報音を発することから、早期に火災に気づくことが出来被害の軽減や、早期避難により逃げ遅れをなくすことが出来ます。小学生からも大切な自分や家族の命を守るため川柳で訴えかけてください。
- ・**住宅防火** 建物火災は生活の拠点を焼失することから大きな損害が生じるばかりか人命の危険が伴います。住宅火災の原因の多くがコンロ（てんぷら鍋のかけ忘れ・着衣着火等）・ストーブ（周りの可燃物、誤給油等）・電気（電化製品・コンセント（トラッキング・コード（半断線や家具等の下敷きにより発熱）等であることからこれらの安全な取扱い、周囲の整理整頓など子供目線での気づきで詠っていただくと広く住民に響き火災予防繋がります。
- ・**たき火** 管内の火災原因の多くがたき火によるものです。裸火（たき火）は、風や空気の乾燥具合によって予期せぬ飛び火や拡大により人の手に負えなくなり燃え広がってしまい、時には煙に巻かれ尊い命を落としてしまったり、山が幾日にもわたって燃え続ける山火事に至っています。

たき火をするときは、消火器や水バケツなどすぐに消火できるものを準備し、廻りに燃えやすい物がないかを確認するとともに消防署にたき火の届をするともに風が吹いたらまた日を改めるなどし、10時前に済ませるようにお願いしています。

（統計からは、晴れた日の午前10時を過ぎあたりからたき火火災が発生しています。）

- 文字数は川柳（5・7・5）を基本とします。（字余り・字足らずは可能です）  
特殊な文字や記号は使用しないでください。
- 応募作品は未発表（他の募集で入選等していないこと）で、自分で考えたものに限ります。
- 1人2点まで応募できますが、応募用紙1枚に1作品としてください。

### 3. 作品の提出先

- 応募用紙に記載し、以下のいずれかで応募してください。
  - ① 持ち込み  
応募用紙を飯田広域消防本部予防課又は最寄りの消防署・分署に持参してください。
  - ② FAX (FAX番号 0265-23-6007)  
応募用紙を送信してください。
  - ③ 電子メール (yoboh@119.iida.nagano.jp)  
氏名(ふりがな)、性別、連絡先(郵便番号、住所、電話番号)、学校名、学年、作品を送信してください。
  - ④ 郵送(〒395-8533 飯田市東栄町 3345 飯田広域消防本部 予防課)
  - ⑤ 学校で取りまとめた応募。(1作品に応募用紙1枚)
- 応募用紙は、飯田広域消防ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの消防署、分署にもあります。

### 4. 入賞作品の決定

- 川柳は厳正な選考を行い、最優秀作品1点・優秀作品5点を選び、入賞者には賞状及び副賞を贈呈します。
- 入賞作品は令和4年10月上旬頃に本人へ通知するとともに、飯田広域消防のホームページ等で発表します。
- 入賞作品は、防火カレンダー、防火チラシ及びイベント等で活用します。
- 著作権は飯田広域消防本部に帰属します。
- 作品を使用する際には、川柳とともに氏名、学校名などを併記します。

問い合わせ先

飯田広域消防本部予防課

TEL 0265-23-6002 (直通) FAX 0265-23-6007

飯田広域消防ホームページ <http://119.minami.nagano.jp/>